

UNION PRESS

2011年4月 No. 4

流動的な事態だからこそ、確認しておかなければいけないこと (教員の研修権について)

ついに新学期がスタートしましたが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。各部局・部署ともこれまで直面したことの無いような、さまざまな課題に向き合っておられることと思います。

学生や教職員を取りかこむ異例の状況のなか、今学期をどれだけ充実したものにできるかに埼玉大学の底力が問われていると言っても過言ではないでしょう。

異例な状況だから、いろいろなことが起きます。それに対して、各教職員、各部局、本部が柔軟に対応することは必要です。ときには、異例の判断をしなければならないこともあるでしょう。

しかし、その一方、働く者としては自分たちの労働環境、労働条件についても、当事者意識をもって気をつけていかなければなりません。原則を守ってこそ、柔軟な対応が生きてきます。

新学期の開始にあたって問題になっていることの一つに、諸般の事情で予定通りスタートできない授業の問題があります。多くの場合、外国籍をもつ教員が母国で日本へのビザに手間取っている（母国政府が日本渡航を勧めないため）ケースです。これに対して、どう対処するかで大学当局の対応に重大な原則誤認と事務的混乱が見られます。このことを今回、問題にします。

最大の問題は、教員の研修権について当局が正しく認識しているかどうかです。埼玉大学の就業規則第39条にはこう定められています：

39条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、教育研究に支障が出ない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、現職のままで、組織の長の承認を受けて、長期にわたる研修を受けることができる。

ここで言われている「組織の長」とは、学部長や研究科長のことです。つまり、各学部・研究科の長が教員の研修の承認権限をもちます。そして、各学部・研究科でその研究分野の事情などに

即して適宜研修を実施できるのです。これは、もっとも基本的な就業規則に明記されていることです。歴史的経緯を言えば、埼玉大学が法人化するとき、研修権を定めた教育公務員特例法の規定を受け継ぐよう組合が強く主張し、兵藤学長（当時）がこれを受け入れたという経緯があります。

外国籍の教員への対応を巡る今回の混乱は、こうした歴史的経緯が大学当局のなかできちんと共有されていないことを明らかにしました。学部ごとに代講の措置などを講じて、授業に支障が出ないように対応しようとしているさなか、「学部に研修を認める権利などない」、あるいは「そういう場合は、欠勤だ」などという発言が大学側からなされたと聞いています。いずれも、就業規則についての理解が不足していると言わざるを得ません。

また一方、学部で対応できる（あるいは、すべき）ところ、わざわざ「学長決定」を出して研修の案件を処理することも、結果オーライとはいえ、原則を曲げています。

研修権は、教員の研究の重要な柱です。サバティカルを取れるのも、海外研修に行けるのも、自宅研修ができるのも、この研修権に基づいているのです。今回の当局の混乱した対応は、研修権を脅かしかねないものです。組合員・非組合員を問わず、教員はこの問題に大きな関心をよせなければなりません。

「異例な状況なんだから、多少のことは目をつぶろう」の論理はひじょうに危険です。異例な状況を乗り切ったとき、あたかも、研修権など教職員の権利が最初から縛られていたかのよう当局が信じ込む（あるいは、そのふりをする）危険が高いからです。

各学部・研究科ではさまざまな対策を講じつつ、事態に対処しています。当局は正しい原則を示しつつ、個別の柔軟な対応は各学部・研究科に任せるべきです。

教職員組合では、震災で被害にあわれた方々の救援を目的として、現在募金活動を行っております。組合事務室に募金箱がありますので、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします

[事務室の開室時間は月～金(ただし水曜日は除く)、お昼から午後5時まで]。

なお、一次集約日は4月27日(水)とし、それまでにいただいた募金は全大協を通じて関係機関に送金させていただきます。その後も募金活動は継続し、随時、埼大職組から直接「日本国際ボランティアセンター」や「ジャパンプラットフォーム」などの機関へ送金の予定です。

発行元：埼玉大学教職員組合

Tel&Fax 048-853-5609 (内 3160)

E-mail:saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp URL: http://19.pro.tok2.com/~saidaikumiai/

組合事務室は生協第二食堂内 月～金(ただし水曜日は除く)、午後12時～5時開室